

## 東電問題に関する提言

日本原子力学会倫理委員会\*

東電問題については9月17日付けで東京電力から調査報告書が出されている。その内容に対し、日本原子力学会倫理委員会は次の2点を提言する。

なおマスコミ報道によれば、定期検査で原子炉格納容器の気密試験データが偽装されたという新たな疑惑も存在するようである。本件が事実であるとすれば、安全上の問題の大きさは解明された不祥事とは比べものにならない。ただ本件は事実関係が明らかにされていないことから本提言では対象外とする。本提言はあくまで現時点で明らかにされている不祥事に対するものである。

### 1. 東京電力の調査報告書は責任の所在を次のように記している。

今回の一連の不適切な取り扱いは、原子力の点検・補修業務に関して長年にわたり組織的に行われてきたと認定せざるを得ない。補修業務に携わる社員たちは、たとえば個人的には「何かおかしい」と感じようと、組織の中では、従前どおりのやり方を踏襲せざるを得なかった。職場において誰が指示したというよりも、こうした行為が綿綿と続けられてきたという事実が、今回の件が組織管理上の問題であったことを象徴的に表している。

上記のような事情を考慮した場合、今回の一連の問題に対する責任を、個別の事案の実行者としての個人に求めるのは適切ではない。その責任は、こうした業務を組織として遂行し、もしくは容認してきた、原子力発電所及び本店原子力部門が組織全体として負うべきものであり、最終的にはそれぞれの幹部に帰すべきものと判断すべきである。

「当社原子力発電所の点検・補修作業に係るGE社指摘事項に関する調査報告書

平成14年9月17日 東京電力株式会社 より抜粋

今回の不祥事の責任が組織全体にあるという点については異論ない。また個別の事案の実行者それぞれについて責任を問うことが適切でないという点についても同意できる。ただ、責任追及とは別に、個別の事案の実行者がどのような状況に置かれどのように振舞ったかについて、詳細な事情をできるだけ多く調査し、公表されることを希望する。公表に際し、個人が特定できない形にする、関係者の同意を得るなどプライバシーについての配慮は当然払うべきである。

不祥事の責任を組織全体だけにあるという認識が定着すると、関わった個人に免罪符を与えることになる。責任を問うのは適切でないにせよ、勇気を出せば不祥事がここまで大きくなることを防げた個人はいたはずである。各事案の実行者は、自らの行為のどこに問題があったかを真摯に反省し、それを公表することで再発防止を誓うべきではなかろうか。またその公表内容は、個人がどのような状況に置かれたら組織全体の大きな不祥事に発展しうるかを教えてくれるものであり、他の事業者にも教訓として生かされるものとなる。

時間が経過した事案については関係者の記憶が食い違うことも多いと予想される。責任追及が目的であるならこれは問題であるが、再発防止のための教訓とする記録であるなら食い違いがあっても差し支えない。食い違いは食い違いとしてそのまま公表していただきたい。

組織全体の責任として幹部を処分することは妥当としても、上記の努力を怠るなら、処分された幹部は組織の犠牲者として美化され、貢献者ということにもなりかねない。そうなってしまえば、組織として真に反省したことにならない。あくまでも責任追及とは別に、再発防止の観点から調査・公表が行われることが望ましい。

本要望は東京電力だけにに向けたものではない。他の原子力事業者についても、原子炉再循環系のひび割れやシュラウドのひび割れの兆候など、国に報告することが望ましかったにもかかわらず報告しなかった事例が報道されている。報道されている事案の実行者がどのような状況でどのような行動をとったかを分かりやすく説明するよう、すべての原子力事業者に求める。その目的は、不祥事が今後生じる可能性を少しでも減らすことにあり、また現在国民が感じている不安を和らげることにもつながると信じる。したがってこれは責任問題と切り離して実施されるべきものとする。

国民の皆様には、不祥事の再発防止こそが最も大切であることをご理解いただき、いたずらに責任問題の追求だけに固執することなく、冷静に事実の解明を見守るようお願いする。

2. 報告書によると東京電力は再発防止策として「企業倫理遵守活動推進のための体制整備」等をあげている。直接関係する項目だけを列記すると次の通りである。

1. 法令・倫理に関する組織（相談窓口）の設置・拡充
  - (1) 現行の業務相談窓口（法律、知的財産、税務、セクハラホットラインなど）
  - (2) 企業倫理相談窓口（ホットライン）
2. 企業倫理遵守活動の推進
  - (1) 企業倫理遵守活動推進のための体制整備
    - a. 「企業倫理委員会」の設置
    - b. 企業倫理委員会事務局として企業倫理統括事務局を本店に新設
    - c. 企業倫理推進のための社内ネットワーク

- (2) 「企業倫理遵守のための活動方策」の実施事項
    - a. 「企業倫理に関する行動基準」の作成
    - b. 企業倫理遵守のための教育と研修の実施
  - (3) グループ会社を含めた体制の整備
  - (4) 監査・業務考査の強化
  - (5) その他の整備事項
    - a. 文書・業務記録管理のさらなる徹底
    - b. 規程・マニュアル類の総点検と法令等の改定に向けた提言
3. 各階層・部門間の問題意識を共有するための社内コミュニケーション活性化

「当社原子力発電所の点検・補修作業に係るGE社指摘事項に関する調査報告書  
平成14年9月17日 東京電力株式会社 より抜粋

提案されている活動や制度については一応の評価を与えたい。

ただ、このような活動や制度はそれを実効的なものとする努力が大切である。形式的な活動、形式的な制度となってしまうのは再発防止に役立たない。活動や制度が有効に機能しているかどうかを評価する仕組みが望まれる。外部評価の実施も一つの方策である。活動や制度ごとに実効性の定量的指標を定め、それを公表するという方法もある。企業倫理相談窓口を例にとるなら、月ごとの相談件数や処理状況などの統計データは制度の実効性の有効な評価指標である。

東京電力において実効的なコンプライアンス・プログラムが実施されるなら、それは「よき実行例」として他の原子力事業者や他産業にも広めるべきものとする。不祥事に対する真摯な反省の上に、今後は他企業の手本となるべく努力することを期待する。なお、このようなプログラムには究極の好例というものはないことにも留意いただきたい。実効性を常に見直し、他企業においてよりよいプログラムが実施されていることが分かった場合には躊躇無くプログラムを変更されるよう希望する。

東京電力以外のすべての原子力事業者も同様に、早期にコンプライアンス・プログラムを策定しそれを実施に移すとともに、その実効性の評価方法も確立されたい。

最後に、内部告発がなくとも不祥事が再発しないシステムが本来の姿である。このシステム作りを目指し、日本原子力学会倫理委員会としては、外部評価や実効性の定量的評価指標作りに協力する用意があることを申し添える。

---

\*賛成9、反対0、保留3、不投票1